

## 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会理事職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事の職務権限を定め、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、次の職務を執行する。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長及び業務執行理事が分掌して専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (会長)

第4条 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表し、次の業務を執行する。

- (1) 理事会の決議に基づく評議員会の招集
  - (2) 理事会の招集
  - (3) 事業計画書及び収支予算書の案の作成
  - (4) 事業報告及び決算の案の作成
  - (5) 理事会の定める方法による本会の資産の管理
  - (6) その他、理事会が決定した職務の執行
- (副会長)

第5条 副会長は、会長を補佐する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会を招集する。
- 3 副会長は、第4条に定める会長の業務の一部を分掌し、その業務を執行する。

(業務執行理事)

第6条 業務執行理事は、会長、副会長を補佐する。

- 2 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故あるときは、理事会を招集する。
- 3 第4条に定める会長の業務の一部を分掌し、その業務を執行する。

(会長及び業務執行理事の専決事項)

第7条 会長及び業務執行理事が専決する事項は、つくばみらい市社会福祉協議会決裁規程の定めのとおりとする。

- 2 会長及び業務執行理事は、毎会計年度毎に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細則)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。